

中小企業等経営強化法に基づく税制措置及び生産性向上特別措置法に基づく税制措置について

1. はじめに

中小企業者等（設備設置者、設備ユーザー）の設備投資を支援し、労働生産性の向上を図ることを目的として平成29年度税制改正により、「中小企業等経営強化法に基づく税制措置」が創設され、平成29年4月1日より施行され、運用中であります。

さらに、平成30年度税制改正により、「生産性向上特別措置法に基づく税制措置」が創設され、平成30年6月6日より施行されました。

一般社団法人日本内燃力発電設備協会（以下、「内発協」という。）は、2つの税制措置に対して生産性向上を示す証明書の発行をすることとしております。

今回、これらの税制措置で使用する生産性向上を示す証明書（経済産業省様式1）が、「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書」（以下、「証明書」という。）と共通化されましたので、税制措置の内容と証明書の発行について改めて通知いたします。

2. 両税制措置の概要

両税制措置は、中小企業等が①適用期間内に国や市町村から設備導入計画の認定を受け、②新モデルの設備を新規取得した場合に③税制措置が受けられるものです。

「中小企業等経営強化法に基づく税制措置の概要」

税制措置の種類	中小企業経営強化税制（法人税の特例）
①適用期間	平成29年4月1日～令和5年3月31日
②新モデルの設備	・生産性向上に質する指標が旧モデル比で年平均1%以上の設備 ・一定期間内に販売されたモデル
③税制措置	法人税（国税）について設備の即時償却または取得額の税額控除7～10%

「生産性向上特別措置法に基づく税制措置の概要」

税制措置の種類	固定資産税の特例
①適用期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日
②新モデルの設備	・生産性向上に質する指標が旧モデル比で年平均1%以上の設備 ・一定期間内に販売されたモデル
③税制措置	固定資産税（地方税）が全額～1/2に減税

*各税制措置の詳細な情報は以下のURLを参照してください。

経営サポート「経営強化法による支援」：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

経営サポート「生産性向上特別措置法による支援」：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

3. 内発協の対応

内発協は、対象資産区分「内燃力またはガスタービン発電設備」（建物付属設備）について生産性向上を示す証明発行団体として経済産業省に登録しており、以下の条件を満たす設備について証明書の発行を行います。

(1) 生産性向上の判断指標

- ・発電効率について新モデルが旧モデルに対して発電効率が年平均1%以上向上していること
- ・新モデルが発売開始から14年以内であること

(2) 内発協が生産性向上の証明を行う対象設備

最低取得価格60万円以上の防災用及び常用または常用防災兼用発電設備認証品とします。

なお、内発協認証品以外のコージェネレーションパッケージについての生産性向上の証明は「一般財団法人コージェネレーション高度利用センター」が実施する予定です。

3. 証明書発行申請手順

中小企業者等が証明書の発行を希望する場合、対象設備の認証取得者経由で内発協に依頼を行ってください。証明書発行の依頼があった場合、当該認証取得者は証明書発行申請書に所定の必要資料を添付して証明手数料（内発協の定めた金額 5,000 円〔税別〕）を納付し申請してください。

申請に必要な書類	
①	証明書発行申請書（内発協様式）
②	中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書（経済産業省様式1）
③	チェックリスト（経済産業省様式2）
④	生産性向上証明に関する資料（各社で作成のこと）
⑤	工事完了報告書の写し（申請時に未設置の場合は、設置後提出のこと）

詳細は、会の「証明書に係る手続きスキーム図」を参照してください。

4. 本証明書に関する留意事項

本証明書は、対象設備の生産性向上を証明するもので、1枚で「中小企業等経営強化法の経営力向上設備としての証明書」、「生産性向上特別措置法の先端設備等としての証明書」として使用できます。

なお、減税措置適用を受けるためには、さらに市町村から設備導入計画の認定を受けることなどの要件を満たす必要がございますので、ご注意ください。

5. 関係省庁及び証明書発行に関するお問い合わせ

関係省庁：経済産業 中小企業庁 財務課 TEL:03-3501-5803

証明書発行に関するお問い合わせ：

一般社団法人日本内燃力発電設備協会 製品認証部 河野
TEL:03-5439-4391

FAX:03-5439-4393 E-mail: kawano@nega.or.jp

